



- 社会保険関連の手続きは電子申請でも行うことができます！
- 業務上のPCR検査は経費？本来負担すべき者が誰かがポイント！

所長メッセージ

ようやく岐阜県のまん延防止措置が解除されました。感染者数もひと桁台で推移しており、ようやく一息つけた感じではないでしょうか？もちろん、東京や大阪で感染者が再拡大していることやオリンピックが始まることを考えると、まだまだ安心はできませんが・・・。

一方で、お客様の業績はと言えば、コロナ前に戻ったと言えるお客様は非常に少なく、多くのお客様で売上や限界利益が減少した状況が続いており、回復までの道筋が見通せない状況です。こういった時こそ必要なのが環境分析と行動計画の立案です。自社が事業を営んでいる業界がコロナでどんな影響を受け、今後回復の見通しは明るいのか、回復が見通せるとすれば、回復までどの程度の時間が必要なのか、その間自社はどうやって凌ぐのか。コロナ前の状況まで回復の見通しが立たないのであれば、自社には別の分野でも活かせる強みがあるのか、その強みを活かすためどのような行動を取れば良いのかなどを、時間をかけて検討する必要があります。

幸いなことに、政府の緊急資金繰り対策により、当面の資金を確保している企業がほとんどであることに加え、新しいことに取り組むに当たり必要な資金を助成する制度もあります。ここでしっかりと**自社や業界を見つめ直し、今後の環境変化に合わせて事業を再構築できるかどうか**が、まさに運命の分かれ道です。新しいことに取り組む、生みの苦しみを乗り越えて、ぜひ経営を再成長への軌道に乗せていただきますことを祈念するとともに、精一杯ご支援させていただきます。(浅野)

社会保険関連の手続きが電子申請できます！

7月は社会保険の算定基礎届や労働保険の申告書などの提出時期です。提出書類が郵送で届くため紙で提出されているお客様も多いと思いますが、電子申請により手続きを行うことが可能です。政府は行政手続きコストを削減するため電子申請の利用促進を図っており、すでに資本金が1億円を超える法人等は電子申請が義務化されています。

G BizID を利用した申請では電子証明書が不要です。G BizID には2種類のアカунト「gBizID エントリー」と「gBizID プライム」があり、社会保険の手続きには「gBizID プライム」のアカунトが必要です。「gBizID プライム」は審査が必要なアカウントで、インターネットのG BizID のページで申請書を作成し、発行日より3か月以内の印鑑証明書(法人)又は印鑑登録証明書(個人事業主)と登録印鑑で押印した申請書を運用センターに郵送すると、2週間程度(2021年6月時点では電子申請の需要増加に伴いアカウント申請が増加しており、3週間以上かかるとHPに掲載されています)の審査ののちアカウントが作成されます。「gBizID プライム」のアカウントは、事業再構築補助金等の申請にも必要です。

この通信がお手元に届く頃には今年の算定基礎届の提出や労働保険の申告は済ませていらっしゃると思いますが、**電子申請は原則24時間365日利用が可能で、賞与支払届、社員が入社したときの資格取得届、社員が退職したときの資格喪失届等、年度更新以外にも利用でき、年金事務所や八ローワークに行ったり書類を郵送するコストが削減できます。**労働保険の年度更新は電子申請後、インターネットバンキングや各金融機関の Pay-easy (ペイジー) に対応したATMで労働保険料を納付することができます。



なお、労働保険料の口座振替納付を利用している方は後日保険料が口座から引き落とされるので、納付を行わないようご注意ください。

T K C の給与計算システム (P X 2) では、算定基礎届、月額変更届、資格取得・喪失届、被扶養者 (異動) 届・賞与支払届などの書類を作成して電子媒体届を作成することが可能です。P X 2 をご利用のお客様は電子申請を利用されてはいかがでしょう？ (児島)

業務上のPCR検査は経費？「本来負担すべき者が誰か」が判断ポイントです！

新型コロナウイルスのワクチン接種に関するニュースが連日報道され、ワクチン接種率の増加に期待感が高まっています。この記事がお手元に届く頃には、さらにワクチン接種が進み、新規感染者減少などの良いニュースが流れている事を願っています。

さて、新型コロナウイルスへの感染を未然に防止するために、職場に勤務する従業員に対して定期的にPCR検査を受けさせるケースがあると思います。一作業所に様々な業種の作業員等が出入りする会社の中には、一作業所で感染者が発生すると作業所の閉鎖や濃厚接触者の隔離等により工期が遅れるなど重大な悪影響が生じることから、従業員や取引先 (下請等) の作業員等に対しPCR検査の実施を義務付け、陰性確認がとれた者のみ勤務を認めている会社もあると聞きます。

では、この様に従業員や取引先の作業員等に係る検査費用を自社が負担した場合、経理処理はどの様にするのでしょうか？それぞれのケースについて見ていきたいと思います。

まず、自社の従業員については、業務遂行上実施した必要な検査であれば経費として処理 (損金算入) できます。

次に自社が、取引先 (下請等) の作業員等がPCR検査を受けた際の検査費用の一部又は全額を負担した場合ですが、税務上は取引先に対する寄附金又は交際費等と取り扱うのが一般的と考えられます。**本来、取引先が負担すべき費用を自社が負担した**といえるためです。

しかし、上記で述べたケースのように自社の業務を安心、安全に遂行するために従業員及び取引先 (下請等) に対して契約条件としてPCR検査を義務付け自社の要請のもと検査が行われた場合、その検査は自社自身の業務のために行われたものといえます。従って、このような場合は取引先の作業員等に係る検査費用も含めて自社の業務遂行上必要な費用に該当する経費として損金に算入することができます。
(寄附金又は交際費等には当たらない)



一方、取引先関係においてPCR検査の実施は“推奨”レベルであり取引先の判断により検査が実施されたものの、検査費用が高額であるなどの理由で資金援助や便宜供与を目的として検査費用相当額を自社が負担するケースも考えられます。このような場合の検査費用は、自社の業務遂行上必要なものとは言えません。本来、取引先自身が負担すべき費用であることから、自社が負担した検査費用相当額は寄附金又は交際費等の額に該当し、一定額が経費として認められない (損金不算入) こともあります。

PCR検査に限らず、経費として認められるかどうかの判断には業務上必要かどうかや本来負担すべきは誰なのかが重要なポイントとなります。日頃から業務上どの様な支出であったかを確認・記録する習慣作りをしましょう。判断に迷われた際はお気軽にご相談下さい！ (小川)

ひとりごと

いよいよ東京オリンピックが開催となります。オリンピック競技大会が7月23日からと、開催まで残り1か月を切りました。私の家族でもバスケットボール競技のチケットが当選していましたが、コロナの感染状況を見て、やむなく返金手続きをしました…。

6月後半に東京オリンピックの国内の観客は全会場の上限を収容定員の50%以内で1万人を原則とすることが決まりましたが、今のコロナ感染状況を考えてなんだか複雑な気持ちになります。今回会場で観戦することができず非常に残念ですが、テレビで観戦したいと思います。がんばれ！ニッポン！ (八幡)

